

第 1 回 農業委員会委員の定数等検討委員会会議録

召集年月日	平成15年12月21日(日曜日) 午後1時30分～		
召集の場所	築館合同庁舎 第5会議室		
出席者	氏 名	職 名	
	1番	佐藤 龍 光	関係町村の農業委員会会長(築館町)
	2番	千 葉 聰	" (若柳町)
	3番	鈴木 征 夫	" (栗駒町)
	4番	武 田 邦 彦	" (高清水町)
	5番	門 傳 仁	" (一迫町)
	6番	佐 藤 健 一	" (瀬峰町)
	7番	高 橋 次 男	" (鶯沢町)
	8番	菅 原 博	" (金成町)
	9番	石 川 秋 男	" (志波姫町)
	10番	千 葉 幸 雄	" (花山村)
	11番	長谷川 厚 子	学識経験委員(築館町)
	12番	三 浦 徹 也	" (若柳町)
	13番	千 葉 久	議会議員 (栗駒町)
	14番	佐 藤 幸 生	" (高清水町)
	15番	山 村 喜 久 夫	学識経験委員(一迫町)
	16番	佐々木 幸 男	議会議員 (瀬峰町)
	17番	大 内 朗	" (鶯沢町)
	18番	飯 田 明	学識経験委員(金成町)
	19番	白 鳥 一 彦	" (志波姫町)
20番	中 鉢 泰 一	議会議員 (花山村)	
欠 席 者			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 役員を選出
- 4 案 件
 - 1) 委員会開催スケジュールについて
 - 2) 農業委員会委員の定数等の検討について
 - 3) その他
- 5 閉 会

第1回 農業委員会委員の定数等検討委員会

1. 開 会 午後1時30分

小野寺(桂)調整第二班長 定刻でございます。

まだ1名おいでになっておりませんが、交通の事情で遅れているようでございます。時間でございまして、始めさせていただきたいと思っております。

ここで、委嘱状の交付を申し上げさせていただきます。

委員皆様のご紹介がたがたお名前をお呼びいたします。着席のまま結構でございます。

二階堂調整第二班員 それではですね、委員の皆様方に委嘱状の交付を行いたいと思っております。

委嘱状の交付につきましては、お一人お一人交付すべきところでございますが、時間の関係上ですね、代表授与ということでお願いしたいと思います。

それではですね、1ページをお開き願いますと、委員さん方の名簿がございます。

最初に、農業委員会会長さん方からご紹介をいたしたいと思います。

築館町農業委員会会長佐藤龍光殿。

若柳町農業委員会会長千葉 聡殿。

栗駒町農業委員会会長鈴木征夫殿。

高清水町農業委員会会長武田邦彦殿。

一迫町農業委員会会長門傳 仁殿。

瀬峰町農業委員会会長佐藤健一殿。（「どうぞ着席して下さい」の声あり）

鶯沢町農業委員会会長高橋次男殿。

金成町農業委員会会長菅原 博殿。

志波姫町農業委員会会長石川秋男殿。

花山村農業委員会会長千葉幸雄殿。

続きまして、合併協議会規約第7条第1項委員さん方のご紹介をいたしたいと思います。

築館町学識経験委員長谷川厚子殿。（「よろしく申し上げます」の声あり）

若柳町学識経験委員三浦徹也殿。（「三浦です」の声あり）

栗駒議会議長千葉 久殿。（「よろしく申し上げます」の声あり）

高清水町議会議員佐藤幸生殿。（「はい、よろしく申し上げます」の声あり）

一迫町学識経験委員山村喜久夫殿。（「よろしく申し上げます」の声あり）

瀬峰町議会議長佐々木幸男殿。

鶯沢町議会議長大内 朗殿。（「よろしく申し上げます」の声あり）

金成町学識経験委員飯田 明殿。

志波姫町学識経験委員白鳥一彦殿。（「よろしく申し上げます」の声あり）

花山村議会議長中鉢泰一殿。（「よろしく申し上げます」の声あり）

以上の方々を代表いただきまして、築館町の佐藤農業委員会会長様に委嘱状を交付したいと思います。

菅原郁夫協議会会長　それでは、委嘱状を代表で受領していただきたいと思います。

委嘱状

佐藤龍光殿

農業委員会委員の定数等検討委員会委員に委嘱します。

任期は、平成15年12月21日から協議会に提言がされる日までとします。

平成15年12月21日

栗原地域合併協議会会長

小野寺(桂)調整第二班長　どうもありがとうございました。

後ほど皆様のお手元の方に委嘱状の方をご配付させていただきたいと思います。

1. 開　　会　　午後1時33分

小野寺(桂)調整第二班長　それでは、ただ今から第1回農業委員会委員の定数等検討委員会を開会させていただきます。

2. 挨拶

小野寺(桂)調整第二班長　開会に当たりまして、栗原地域合併協議会会長であります若柳町長菅原会長様の方からご挨拶を願います。

菅原郁夫協議会会長　栗原地域合併協議会の会長を仰せつかっております若柳町長の菅原でございます。

今日は第1回の農業委員会委員の定数等検討委員会、この検討委員会につきましては、協議会の規則をもって定めまして、皆さん方にただ今ご委嘱状を交付いたしましたように、今回の農業委員会委員の定数等検討委員会の委員ということでよろしくひとつお願いを申し上げる次第でございます。

さて、栗原郡のいわゆる栗原地域合併協議会、ご承知のように、これは7月1日に発足をいたしました協議会でございます。以来、今日まで9回の協議会を開催いたしております、この栗原郡、一つになりまして新しい市を設置するというふうなことに今鋭意進めておる訳でございます。よって、この協議会でいろいろと、新しい市になる場合、いろいろと10ヶ町村、協定をしながら持っていかなければならないものが数多くあります。そういうものを、今いかに栗原郡、新しい市になった場合、このような問題をどのようにするかといったようなことについて検討いたしておる訳でございます、その協定項目が48項目にわたってある訳でございます。これは、大きな、いわゆる見出しの48項目ございまして、その中にはいろんな問題もございまして、そういう小さいものを含めると、これまた何百というふうな事項にわたる訳でございます、それらを逐一検討いたしておる訳でございます。

そのいわゆる協定項目の中に農業委員会委員の定数をいかにするかといったようなことについても、当然これは協定をしていかなければならない大切な事項でございます。いずれ今日までの9回の中で、現在直接協議会でもって協議をいたします案件。それから、なかなか協議会において一度に結論が出ないというものについては、小委員会を構成いたしまして、小委員会に付託をいたしまして協議をいたし

ておるものがある訳でございます。その中には、議会議員の定数の問題、こういうものも小委員会を構成いたしまして、付託をいたしまして、検討願っております。まだ、これらについても結論は出ておらない訳でございますが、これも、結論が出次第、協議会の方に委員長の方からその報告がというふうなことになる訳ですが、いずれこの農業委員会の委員の定数等についても、皆さん方でご検討賜りまして、結論が出次第、結論を協議会の方にご報告を賜りたいというようなことでございます。

さて、これは、一つの経過と、それから、これからの進め方のまずマニュアルといいますが、本旨でございます。

さて、この農業委員会の委員の定数等につきまして、いろいろとご検討賜る訳でございますが、そしてこの農業委員会の会長さん方、今回各町村から選出を願いまして10人の会長さん方にも委員にご委嘱を申し上げました。本来であれば、もっともっと会長さん方とともにお話し合いをしながらですね、コンセンサスといいますが、意思の統一、こういうものを図っていけばよかったですと思いますが、なかなかそういうこともできかねませんので、今日に至りました。このことについては、大変会長としても、会長さん方には大変申し訳なく存じておる次第でございますが、ひとつお許しを賜りたいなというふうに思う次第でございます。

しからは、今日このようないわゆる検討委員会に至るまでの経過を申し上げますと、これも、やはり協議会に提案をするまでには、やはり農業委員会の事務局でございます事務局長等をもって構成いたします分科会、そういう中でもいろいろと細かい点については協議をいたしてまいりまして、新市になった場合は、こういう問題についてはこのように定めていこうというふうなことで、分科会の方でいろいろと検討を願いまして、一つの結論が出ておる訳でございます。なおかつまた、この農業委員会の委員の定数なりいわゆる農業委員会の数なり、こういうものについても、分科会等でもって検討を願いました。なおかつまた、そのことによって、今度は最終的に幹事会、いわゆる助役等で構成いたします幹事会、その中でも検討を加えまして、原案が出たものを、今度は我々10人の町長でこれらを検討いたしまして、協議会のいわゆる原案として協議会の方に提案をいたしましたものでございます。

その提案をいたした日時は、10月9日、第5回の協議会の際に、定数等について提案をいたしました。その定数のことについて提案をいたしましたが、結果的には、この提案をいたしました内容においては不備がございまして、再度また提案をし直しをいたしまして、最初は、農業委員会の会長さん方5名をもって構成するいわゆる5名と、それから、協議会の方から出る委員、合わせて15名で構成をする、いわゆる附属機関でもって協議をしようというようなことで提案をいたしましたんですが、結果的にはこれも不調に終わりました、今申しあげましたように、農業委員の会長さん方10人、そしてまた、協議会の委員の中からは10人というようなことでご委嘱を申しあげまして検討することにいたしましたものでございます。以前からですね、このようなことについては、篤と会長さん方にもご相談申し上げてやっておれば問題はなかった訳でございますが、そのような意思の統一が図れませんでしたこのように遅れてまいったということ、これまたお詫びを申し上げなければならぬのかなというふうに思っております。次第でございますが、ひとつ何分にもいろいろとご意見等あろうと存じますが、ひとつこれから栗原郡の合併のためにいろいろとお力添えを賜りまして、これら農業委員会の定数等が定めていただけますことを会長からもお願いを申し上げて、開会に当たっての挨拶をする次第でございます。

何せ12月21日です。師走に入りまして、あと10日もせずして平成15年も暮れようとする大変

ご多忙な中の日でございまして、委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたします。よろしくお願いを申し上げまして、会長からの挨拶とさせていただきます。

3. 役員の選出

小野寺(桂)調整第二班長 それでは、次に進ませていただきます。

役員の選出でございます。

委員会の規程第3条に基づきまして、委員長、副委員長の選出というふうになっております。

まずは、委員長を互選する間、協議会の菅原会長さんの方に議長役をお願い申し上げて進めたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。（「はい」の声あり）

お願いします。

菅原郁夫協議会会長 皆さんのお手元にですね、2ページに農業委員会委員の定数等検討委員会規程というものがございます。この規程の設置につきましては、協議会においてお諮りを申し上げまして決めた規程でございます。

その中にですね、いわゆる役員の選任というところがございます。第5条、「委員長……（「3条」の声あり）3条ですね。第3条、「委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、会長が委嘱する」ということでございます。ただ今委嘱をいたしました。2項に、「委員会に委員長及び副委員長を置く」というふうなことになっておりまして、「委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める」というふうな規定がございます。それによりまして、これから委員長さんと副委員長さんを選出をさせていただく訳でございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げてまいりたいと思います。

それでは、まず、委員長さんの選任の方法でございますが、これをいかが取り計らったらよろしゅうございましょうか。委員の皆様方にお諮りをいたしてまいりたいと。

千葉委員。

千葉 久委員 栗駒の千葉でございます。

指名推薦でいきたいと思っております。お諮り願います。

菅原郁夫協議会会長 ただ今栗駒の議長さんでございます千葉委員から、指名推薦でもって委員長を選任してはどうかという動議が提出されました。いかがいたしますか。これにご異議ございませんか。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

菅原郁夫協議会会長 それでは、異議なしという声がございまして、委員長選任については、指名推薦の方法をもって選任することに決定をしてまいります。

それでは、指名をお願いします。千葉委員。

千葉 久委員 栗駒の千葉です。

栗原郡の協議会会長をしておられます志波姫町の石川秋男委員を委員長に選任したいと思っております。お諮り願います。

菅原郁夫協議会会長 はい。委員長には、農業委員会会長会の連合会の会長をいたしております志波姫町農業委員会会長の石川秋男さんを委員長に選任するという指名がございました。これにご異議

ございませんですか。はい。

山村喜久夫委員 農業委員会の定数を決めるに当たって、農業委員の中から委員長を出すというのは私は賛成しかねます。学識経験者の中から委員長を選んで欲しいと思います。あと、協議会の報告もありますので、その時の出席もいろいろかかわってくると思いますので、私は、金成の飯田 明さんを推薦します。

菅原郁夫協議会会長 ちょっとお待ち下さい。

暫時休憩をします。

午後1時42分 休憩

午後1時44分 再開

菅原郁夫協議会会長 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

ただ今千葉委員から、委員長には石川秋男委員をもって選任をしたいという動議がありまして、これが成立し、指名がございました。石川秋男委員に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

菅原郁夫協議会会長 賛成多数でございますので、委員長には、石川秋男委員を委員長として決定をしてまいります。

続いて、副委員長の選任の方法をお伺いいたします。

副委員長の選任の方法はいかが取り計らいますか。お諮りいたします。千葉委員。

千葉 久委員 これ、選任方法は、委員長が会長になって選任するのでないんですか。

菅原郁夫協議会会長 いや、これは委員の互選となっておりますから、ここでいいと思いますが。

会長の方からお願いといたしますかね、お話し申し上げますが、今日は、委員は、会長さん方から10名、それから、協議会の委員から10名ずつ出ております。会長さん方から委員長さんが出ましたので、副委員長は、こちらの、こちらといたしますかね、協議会の方から出ております方を選出してはいかがかなと思いますが、いかがでしょうかね。そのような方法でよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

それではね、協議会の千葉さん。それでは、協議会の委員の方からひとつ千葉委員、ひとつ誰か適当な人を指名して下さい。いかがですか。

千葉 久委員 先ほど一迫の山村委員から話されましたとおり、飯田 明委員というような指名も出ましたので、副会長には、（「副委員長ね」の声あり）副委員長には飯田 明委員を推薦したいと思います。お諮り願います。

菅原郁夫協議会会長 ただ今千葉委員の方から、副委員長には、金成町から学識経験者として選出を賜っております飯田 明委員を選任いたしたいという指名がございました。これにご異議ございませんか。ございませんか。（「なし」「ちょっと待って下さい、済みません」の声あり）はい。

飯田 明委員 金成町の飯田ですけれども、山村委員の方から、当然こういったことには約束事はない訳でして、実は、私、新市の事務所の位置の小委員会の方の副委員長もやっておりますので、その部分でのやりとりという、私、調整能力が余り自分としてあるのかないのかという部分の適性の問題もありますし、もう一つは、農業従事者としての立場としての見識等は、正直申し上げて、持ち合わせていません。今日のことにしましては、いろんな資料と自分なりにいろいろ調べてみたつ

もりなんですけれども、その部分ではちょっとそこら辺の部分、いろいろと農業に対しての蘊蓄なりそういったものがある、知識等が多少あるお方にですね、できれば、農業委員会の皆さんの方から1名出ていただきましたので、それ以外の方ということになるかと思いますが、学経か、あとは議会の委員の方で私はちょっとご推薦願えないかなということでございますけれども、聞き入れ願えませんでしょうか。

それで、推薦の上でいうと、私の場合には、そういう部分の見識がまだ備わっていないということで、意見等については客観的な意見は述べられるかとは思いますが、そういう部分でちょっとご勘弁をいただきたいという。私ごとでありますけれども、そのように思いますので、よろしく願います。

菅原郁夫協議会会長 分かりました。その理由は、今指名をされまして、賛成多数ですから、ここで飯田委員を副委員長として選任することに決定いたしてよろしゅうございますね。（「はい」の声あり）

それでは、以上のとおり決定をさせていただきます。よろしくひとつお願い申します。（「賛成多数って、今決をとったんですか。とらないと思いますけれども」の声あり）

それでは、もう一度決をとりますか。今最初の時ね、大丈夫、皆さん賛成の声が多数でありましたから決定しました。決をとらなければいけませんか。はい、どうぞ。

門傳 仁委員 農業委員会というのはそもそも何かといいますとですね、農業者の代表としてある組織なんですよね。それで、農業のことをご存じない方が委員になっているということ自体が、農業に関しての学識経験を有している方が本来、農業委員でなくてですね、学識を持っている方が委員になるべきであって、なぜこのような委員の、要するに、いわゆる学識経験という委員にここに選出されているのかちょっと理解に苦しみます。その辺のところはどういうふうな考え方をすればよろしいんでしょうか。

菅原郁夫協議会会長 学識経験というのはね、農業に関係するものばかりではないと思いますよ。やはり農業というのはね、農業だけの学識でないですよ。これは、商業にもありますしね、農業の関係する人は皆、いわば全部ね、関係しているんですよ。農家のことをね、商業の方もいなきゃならない、消費者もいなきゃならない。これが皆農業に関係する人じゃないですか。

門傳 仁委員 いや、前段で申し上げましたが、農業委員会というものはですね、農業者の代表という形で農業委員会法の中に位置付けられている訳ですよ。ですから、いや、その考え方を私はお聞きしているのであって、別にふさわしいとかふさわしくないとかと言っている訳でなくてですね、合併協の中で選出された時に、どのような経緯で選出をされてきたのかということをちょっとお聞きしたいと思ったんです。それだけです。

菅原郁夫協議会会長 合併協としては、できるならばやはりね、今一迫の会長さんがおっしゃったようなご意見、これは確かに大切かもしれませぬ。そういうことで、現実には農業に関係する方々の議員から選出された方々の中からは、ほとんど農業に関係する方々、それから、学識経験の中からも、農業に関係する方々をまず優先的に選任をいたしました。そしてまた、これは、町村割りというものがございます。一つの町から何人ということになしに、これも、各町村から出ておる中からそういう方々を選んだ後において、今度は他の町村からは商業の方々、それから、他の知識を持っている

方々、農業に直接関係なくとも、当然これは農業の關係に知識のある方々であろうと思いますので、そういうことで選任をいたしました。よろしゅうございますか。（「はい、了解いたしました」の声あり）

それでは、副委員長にね、先ほどのとおり、飯田 明さんを選任いたします。

それでは、ここです、あとは、この會議については、委員長さんの、これからの采配によって會議を進めることになりますので、私はここを退席いたしますので、ひとつそれでは、石川委員長さん、ひとつよろしくお願ひ申し上げて終わりたいと思います。

小野寺(桂)調整第二班長 どうもありがとうございます。

では、席の方、ちょっと移らせていただきます。暫時時間をいただければと思います。

石川秋男委員長 いいですか。（「はい」の声あり）

それでは、大変恐縮でございますけれども、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただ今です、大変身に余る委員長ということに仰せつかった訳でございますが、本来であればですね、先ほど一迫の学経の方からお話がありましたとおりですね、私が本来なるべきものではなかったんではないかということでございますが、と同時にですね、直感に私も農業委員会定数等検討委員会として、何か口封じになったような感じがしてならない訳でございますので、ひとつそのところを委員の方々にはご理解していただきましてですね、私が委員長という立場でも、ある程度ご理解できなかった場合は、発言をさせていただきたいと思ひます。最初にお断りしておきたいと思ひます。

それからですね、本来であれば、学経の中の各町村から出ておりました議長さん方に誰かなっていただければ私も大分やりやすかったですけれども、何せ皆さん大先輩の中ですね、こういう大役を仰せつかった訳でございますが、どうもこういう場所には不慣れなものでございますが、ひとつ皆さん、委員の皆さんにもご理解あるご協力を得ながらですね、スムーズに會議を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げまして、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

4. 案 件

石川秋男委員長 それではですね、早速案件に入りたいと思ひます。

1) 委員会開催のスケジュールについて

石川秋男委員長 まず最初にですね、1)でございます農業委員会委員の定数等検討委員会開催スケジュールについてですけれども、これに伴いましてですね、事務局の方から今までの経緯などを簡単にいいですけども、説明させていただきます。事務局、お願ひします。

小野寺(桂)調整第二班長 それでは、委員会開催スケジュールについてご説明させていただきます。

先ほど協議会の菅原会長様の方からご挨拶の中であつた経緯・経過に重複する部分もございまして、概略のみ報告させていただき、委員会のスケジュールということでご理解いただければということで説明させていただきます。

本日ご委嘱を申し上げ、また、第1回の委員会を開催されることとなりました。この経過の概要とあ

わせてご説明させていただきます。

会長様の方からご挨拶にもありましたとおり、平成15年7月法定協議会が設置されまして、項目の事務事業の本格的調整に入った訳でございます。この中から基本項目を加え48項目の協定項目が今現在検討・協議されている状況です。これも会長様の方からお話があったとおりでございます。

その中の第2回、7月7日になりますけれども、協議会へ提案し、確認・決定がなされて、これが合併協定項目でございます。

その一つに、これも農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての項目がございまして、その項目の調整項目につきまして、専門部会及び本会議等で検討・協議され、去る10月9日、第5回の協議会へ協議第16号として提案がなされました。それも、先ほど会長様の方からご挨拶の中でご説明があったとおりの内容でございます。その内容につきましては、本日資料としてご配付をいたしました農業委員会委員の定数等検討委員会スケジュールに掲載されている内容でございます。その内容を資料としていただきます。

資料4枚目、失礼しました。資料3ページをお開きいただきたいと思います。この資料の真ん中ほどに四角い線で囲んでございますその内容でございます。

協議第16号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会長

提出いたしております。

この調整内容でございます。

10町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新市の農業委員会として存続する。

その後一つの委員会を置き、選挙による委員の定数については40人以内とする。

なお、選挙による委員定数及び選挙区設置については、附属機関に付託し、協議会で決定する。

このアンダーライン部分が本検討委員会における協議・検討事項ということにご理解を頂戴いたしたいと思っております。

ただ今復唱いたしました協議会で確認された事項をもって提案しまして、10月30日、第6回協議会で協議・検討の中で確認・決定されたところでございます。

協議会でも、協議結果を踏まえまして、附属機関でもあります本委員会の規程を11月2日確認・決定されまして、本日委員名簿と規程の写しをご配付させていただきましたとおり、協議会規約及び委員会規程に基づきご委嘱が行われたところでございます。

なお、ただ今お開きいただいておりますスケジュール関係につきましては、本日を第1回目といたしまして、今後合併調印の日程に間に合う日程表を作らせまして、2月5日、第12回の協議会へ提言できるように設定することの事務局の素案でございます。

以上、概略でございますけれども、これからスケジュールの前置きのことでご検討、ご協議を頂戴賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

石川秋男委員長 ただ今事務局の方から説明がなされた訳でございますが、直ちに質疑に入りたいと思います。

ご意見あるいはご助言、ご提言等がある方はですね、ひとつ簡潔に意見を述べ、あとですね、町村名を言って、ご自分のお名前を言って質疑に入っていただきと思いますので、よろしくお願いします。

小野寺(桂)調整第二班長 ただ今委員長の方から申し上げましたとおり、発言の際には、市町村名とお名前ということを、会議録を調製させていただく関係からお願いしたいと思います。

石川秋男委員長 何か。はい、どうぞ。

門傳 仁委員 一迫町の門傳でございます。

協議に入る前に確認をしておきたいことがございます。

10月9日付のですね、9日の合併協議会の中でですね、議事録の中にですね、農業委員の定数を早く決めて欲しいというふうなことが農業委員から要望があるというふうな議事録にありますが、農業委員会、郡の連合会にしてもですね、定数を早く決めろというような要望はしていないはずなんですね。で、その辺のところ、どういう経緯であったのか。議長がこれはご発言をされているんですけども、その辺をちょっとご説明いただきたいなということです。農業委員会から何か要望が協議会にあった訳でしょうか。

石川秋男委員長 これは、私が答弁するのですか。（「事務局」の声あり）事務局ね。今の件について、事務局。

門傳 仁委員 PDFのファイルの29ページですね、議事録。（「会長から」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

菅原郁夫協議会会長 会議録の中に、私が議長をしております、こういう発言があったことは間違いありません。

誰から要請されたと、強い要請もあったというところでございますが、別段書類なりなんなりをもって早く定数を決めた方がいいのではないかといたった要請は全くありませんでしたが、町村長会議の際に、いろいろと話の過程においてこのようなことがあった訳でございます。いずれ農業委員のこのことについては、提案した際に、農業委員会の委員を経験する委員の方々の協議会の委員ですよ、中にもありまして、いろいろと話等があったようでもございます。そういうものを踏まえて発言をいたしたものでございまして、別段連合会の会長から申し入れがあったということではございませんので、ひとつその辺はご了承賜りたいと思います。

石川秋男委員長 当然私はそういう要請はしたことはないですけどね。

いいですか、今一迫町の……（「会長」の声あり）答弁、よろしいですか。

門傳 仁委員 答弁の中ではですね、いかにも農業委員の方から要請があったような文言なんですよ。実際読んでみますと、「これも、農業委員の方々からすれば、やはり早く農業委員の定数を決めるべきであるというふうな強い要請もあったようでございます」というふうに書いてあるんですけども、これは、要するに、そうしますと、農業委員会からではなくて、各町村の首長さんからそういうふうな要請があったということで理解してよろしいでしょうか。

菅原郁夫協議会会長 これ、首長ということではありませんが、いずれですね、これ、農業委員の定数も、今既に議会の定数は小委員会に付託をいたして今検討中でございますから、いわゆる農業委

員の定数についても早く決定した方がよいのではないかといったようなこの考えを持って発言をいたしたものでございまして、決して誰々の町長から「早く決めたらいいんでないの」とか、誰々の農業委員の人から「決めたらいいのでないか」といったようなことございまして、何かこの発言の内容に瑕疵があるのであれば、何かこういうふうな発言したのに対して何かご異議があるんですか。

門傳 仁委員 強い要請があったということは、どこからかあったんですね。

菅原郁夫協議会会長 ですから、それは私が。

門傳 仁委員 それはどこからあったかということ、ご自分の発言で「強い要請もあったようでもあります」というふうにあります、それを、だから、事務局段階で誰かが要望したんだか、要請したんだかというのがちょっとよく分からなかったもので、別にけんか腰でやっている訳ではないですから、ぜひその辺のところを明確にお答えいただければいいかなというふうに思います。

菅原郁夫協議会会長 これは、どなたから要請されたということではありませんで、会長としては早く決めたいのではないかといったような気持ちの上から出た、これは答弁だったと思います。

門傳 仁委員 そうしますと、主体性がですね、主体がどこにあるのかちょっと分かりませんので、要するに、「強い要請もあったようでもあります」というのは、自分が強い要請も、自分の心の中ではあったんだというふうなお気持ちだったんでしょうか。

菅原郁夫協議会会長 そうですね。

門傳 仁委員 普通はこういう言葉の使い方は使用しないような気がするのですが、そういうことであれば、それで結構でございます。

なおですね、郡の農業委員会では、連合会を通じまして、多分農業委員会で、この合併後の姿というものがある程度検討はいたしました。それで、ある程度要請も確かしていると思います。で、その中でですね、最初には、いわゆる「調整委員会」と我々は呼んでいたんですけども、いわゆる農業委員会の数あるいは定数あるいは区割りとかですね、そういうことに対して、単位の町村で検討はしておるといいますよ。それを踏まえまして、合併協の方に要請をしているはずなんですけれども、その中でですね、調整委員会という、要するに、最初の検討をする委員会ですね、そういうものを作って欲しいということで結果的には要請をしていて、その中で、一つ意見の相違があるとすればですね、複数の農業委員会も検討してもらいたいというふうな話で要請をしたんですよ。ところが、今回の案は、要するに、最初にもう一つの農業委員会ということで、この10月9日付ですね、協議第16号で提案されている訳ですけども、我々が要請して、そして、事務局段階で協議をして、それが幹事会上がって、それで、合併協議会上がるという段取りを踏んでいるはずなんですけれども、いつの間にかその辺の郡の農業委員会の連合会からの要望というのは消えているんですね。それは、その議案第16号に提案された提案を、どのような検討をなされて提案をされたかと。これは、今日いらっしゃる合併協議会の学経委員の方々にもよく聞いてもらいたいんですけども、原案がどういうふうな経緯を経てですね、この協議会の中に入って出てくるのかということをご説明をいただきたいと思うんですけども。（「いいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

濁沼事務局次長 一つご理解いただきたいのは、原案はですね、例えば、各町村の農業委員会の一

つの協議会の中で作られるという部分であります。協議会に対しての原案は、幹事会が最終的に出すようになります。ただ、その提案する流れの中で、一つは、その各町村の担当者、分科会、町村の役場の職員、係長、補佐級ですが、そこでいろんな原案が協議されます。で、今度はその内容を各町村の担当、農業委員会の場合には農業委員会の局長さんですが、協議会からいいますと産業部会という部分で、農業委員会、それから、産業課長さん、そういう方々の会議の中が、これは部会ということでまた議論する訳です。そこでいろんな集約された部分が、先ほど協議会長が話したんですが、最終的には幹事会の中でまた協議されます。そして、その内容をもう一度町村長会議の中でまた協議します。最終的に、その内容が協議会の原案として提案をされるということになります。

これは、農業委員会だけの取扱いじゃなくてですね、いろんな事務事業の中で、例えば、専門部会で調整された内容が、そのとおり協議会に提案されるということではありません。ただ、少なくとも、提案される原案の作成段階では、分科会なり部会の協議内容に沿った調整ということになります。最終的には、先ほど言いましたように、幹事会が出すということになります。

それから、各町村の農業委員会の会としての意見なり考え方ですが、これは、郡の農業委員会の組織が、一つの部会の中で協議する協議判断として農業委員会の組織の中にそれを求めたということです。これは、部会としては、各農業委員会に、個々の農業委員会にそのような意見は求めておりません。それから、幹事会も、そのような意識は持っておりません。

ただ、それは、部会がですね、いろいろな意見調整をする中で、一つの考え方を10ヶ町村の農業委員会が、委員さん方がどのように考えるか。それをその一つの判断として、その意見集約する一つの判断としてですね、そういう部分を郡の農業委員会の組織としてですね、自主的に求めたいということがあります。

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

門傳 仁委員 発言のたびに名前を言った方がよろしいですか。

小野寺(桂)調整第二班長 そうですね。

門傳 仁委員 一迫町の門傳でございます。

私たち農業委員会として独立の組織になっている訳ですけども、その事務局というのはいます。それで、その事務局は役場の職員なんですけれども、その事務局の話を聞きますとですね、「我々討議しましたんで、その話は伝えていきます」と。要するに、分科会あるいは産業部会ですね、「その中で伝えていきます」ということで話を聞いておるんです。事務局ですから、別にこちらの事務局ですからこちらの話なんですよね。で、聞いております。

それで、その産業部会あるいは分科会産業部会では、こういうふうに案は通っていったという話でした。それは、まず、一つの農業委員会という案があると。それから、もう一つが、複数。といっても、三つも四つもという訳ではないでしょうけれども、二つだろうということで、二つの農業委員会。そういう単数設置、複数設置という結論は出ています。結論というよりも、「案がありましたよ」というふうにその事務局の方からは聞いております。

そして、それが、ですから、それは両方併記という形になって幹事会の方に上がっていったと思うんですけども、幹事会の中で、じゃあ、どのような検討をなされたかというのは分からないところでもありますけれども、その幹事会の中で一つに決まったんだよというような話を聞いております。幹事会と

というのは、各町村の助役さんですか、助役さんが、10人ですけれども、10人でそういう案が、両論あったものが決まっている訳ですけれども、その中でどのような論議がなされたかということがここで重要になってくると思うんですが。

つまり、10人の助役が、事務局段階から出てきた案についてですよ、検討して一つにまとめることが果たしてできるんだろうかということですね。たった10人の方がですよ。合併協議会、何人の委員がいるか知りませんが、その案として幅をそこで狭めてしまって合併協議会にかけると、これはいかなものかというふうな気はする訳ですよ。

それで、しかも、それ以外ですね、例えば、今回の会議にあります委員定数及び選挙区の設置ということについては附属機関で決定するけれども、それ以外はもうこっちで決定済みですよというような話になっている訳だね、これ。その辺のところは非常に不透明な訳です。

しかも、我々は、要するに事務局を置いた団体としてですね、こちらに上がってきているということですので、ですから、農業委員会と関係ありませんよということではないんですよ、これね。分科会、産業部会を通過している訳ですから。それは、分科会の職員は農業委員会の職員でもある訳ですね。そういうところがどうだったかということをお聞きしているんです。

濁沼事務局次長 一つですね、いろいろよく理解されていないような部分があるようです。

一つは、幹事会の構成は、「各町村の助役10人」と言いましたけれども、各町村の助役10人プラス各町村の合併担当課長、これは、企画課長であったり総務課長さんの方であったり、それから、あと、県の職員、それから、あと、広域の職員、全部で24名の方。

それから、一つはですね、その幹事会の中でいろんな議論がされました。例えば、部会の中で、先ほど言いましたように、2案併記と。2案併記を最終的に2案併記で協議会に提案をすべきかどうか、それから、幹事会として1案に絞って提案をすべきか、そういうことも含めてですね、いろんな議論がされました。いろんな議論がされて、最終的には、これは、複数の農業委員会を新市において設置すべきでない。結論から言えば、それまでにいろんな議論がありました。最終的に、いろんな議論がなされてですね、これからの農業委員会の各10ヶ町村が自主的にというか、組織をまとめた理由付け、それらも全部目を通して、それらをベースにしているんな議論をして、最終的に一つの農業委員会にすべきという方向が出ました。

それから、もう一つはですね、今皆さん方にその部分についてはご議論いただいて、これは、最終的に協議会でですね、この附属機関で議論いただくのは、定数を何人にするのか、40人以内。それから、選挙をする場合にどういうふうな選挙区のとり方をするか、二つしかないんです。例えば、今複数の農業委員会にすべきとか三つにすべきということは、これは方向として協議会で一つにするということが決定になりました。ここで例えば、（「あのね、よろしいですか」の声あり）いやいや、ですから、ここで議論されるのはですね、定数の部分と選挙区の設定の仕方ということで絞ってご議論いただきたいというふうに思います。（「一迫の門傳です。よろしいですか。委員長、よろしいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

門傳 仁委員 疑問として聞いているだけですから、例えば、委員定数を何人にするかという時に、疑問として聞くことは別に構わない訳ですね。それを、ここで、「これは関係ないです」という

ふうに切れるんですか。そこをまずお聞きしたいんですがね。（「会長」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

菅原郁夫協議会会長 私から今回は説明します。

協議会の会長です。

この農業委員会の数でございますが、これ、最終的には我々町村長が協議をいたしまして原案といたしました。その際の原案は、作る際には、幹事会の最終的な案として一つということで農業委員会の話が出てまいりました。それによって、全く町村長は異論はありませんでした。もし、これが二つに出てきたらどうだったか。これは知る由はありません。審議しません。それから、もしも、二つとして協議会に出して、これもまた何らかの話があったらうし、一つに出したことによって、協議会では何ら異議がありませんでした。ひとつその辺をご了解下さい。（「いいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

門傳 仁委員 一迫の門傳です。

最初に私申し上げましたけれども、農業委員会というものは何かということですね。農業委員会とは何かということをよくお考えをいただきたいと思います。

農業委員会というのは、農業者を代表するものとしてある訳です。しかも、最初にだから申し上げたんですよ。その辺の認識が違うんですよ。普通の教育委員会とか普通の、例えば、協議機関の委員会とは全く違うんですよ。法律に明記されている機関なんですよ。その中においてですよ、いわば、言っただけですけれども、その業務にタッチしていない方々がですよ、その業務の特殊性からして、業務にタッチしていない方々が、一つであるとか二つであるとか、そういうものを決める問題ではないんですよ、はっきり言って。

それから、もう一つ、定数あるいは選挙区につきましてもですね、今申し上げたように、そういうふうな特質がありますんで、これは、一体で議論をしないと、なかなかできないことだというふうに思うんですよ。それが、なぜ幹事会の中でですね、一つに決まってしまったのか。それを、ご説明をいただきたくて、私は、幹事会の議事録がないかというふうに申し上げました。議事録がないということでお断りをいただいたんですけども、それであれば、たくさんのいろんな議論があったということですので、別に発言された方を特定する必要はありませんが、どのような発言があって、どのような経緯でこういうふうになったのかということをご説明をいただきたいと思います。それは、定数とか選挙区と関係ない訳ではないですからね。その辺のところをお話をいただきたいと思います。ご説明下さい。

濁沼事務局次長 いや、ちょっと逆にお聞きしたいのはですね、今のご質問は、定数と選挙区にどのように関係するかちょっと、私の方で逆に質問するのは恐縮なんですが、お聞かせをいただきたいと思います。

門傳 仁委員 じゃあ、その前に、どういう議論があったかということをご聞かせ下さい。私の質問はそういうことなんです。どのような、その幹事会の中でですね、どういうふうな質疑があったかということをお聞かせをいただきたいと思います。私の質問から先に答えて下さい。（「委員長」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

菅原郁夫協議会会長 協議会の会長です。

門傳さんね、これね、確かに我々町村長10人おります。私たちだって農業のことを真剣に考えてやっております。農業委員の内容だって分かっております。毎日のように、事務室で農業委員会の事務局長以下、事務員が何をやっているか、これは常に見ております。そのような町村長10人です。（「いや、町村長会のことじゃないです。幹事会の話です、今は」の声あり）いや、幹事会の最終原案は我々が作ったんですから。これは、幹事会で作ったんでありません。最終結論は町村長が責任あるんです。ですから申し上げているんです。そして、一つと決めたいんです。そして、協議会でも一つで通りました。今ここで幹事会がどうのこうの言っただけで仕方ありません。これ、もう既に町村長が決めて、原案として出したのですから。責任は我々10人の町村長が一つに決めたいんです。その辺でね、ご了解を賜りたいと思います。（「はい」の声あり）

石川秋男委員長 ちょっと待って。

あのですね、さっき私断った訳だから発言するんだけど、何もかにも合併協会でね、決定したからってね、それをそのまま報告一本だけでは、やはり会長たちは理解できないと思うのね。だから、ある程度やはり今までの経過でも何にしる、その内容によってね、これはつぶさでなくてもいいから、やはりある一定の説明があってもこれはわかりたいと思うんですね。だから、その辺はね、少しお互いに腹を探らないで、穏やかな中で話し合いしてみてもらいたいなと私も少し感じたんです。

それからですね、あと、門傳会長、今門傳会長のお話を聞いたんですけども、そうするとね、門傳会長一人だけの問題でないから、あとは、農業委員会の会長を代表して言ったようなことだから、今度ね、学経の方たちのね、ご意見も取り入れていきたいと思っておりますので、その辺よろしくご理解していただきます。（「はい」の声あり）

門傳 仁委員 だから、私がお質問をしているのは、幹事会の中でどういう議論があったかということをお質問しているだけであって、それほど町村長が悪いとかね、幹事会が悪いとか、そんなことを申し上げているつもりは毛頭ございませんので、その辺は誤解ないようにお願いいたします。

濁沼事務局次長 いろんな議論がいっぱいされました。かいつまんでお話しします。

一つはですね、その二つの農業委員会とした場合に、新しい市長に対してですね、この二つの農業委員会が、建議とかいろんなその意見の集約の関係なんです、違った建議があった場合、新市のその調整方針として、新市の農政方針として、非常にその取扱いが難しいものになります。二つの農業委員会、複数の農業委員会が出て、その組織でいろんな決め方をした場合ですね、新市の農政は一本でありますから、異なった方向が出された場合には、非常にその行政の進め方として難しさが出てくるだろうということで、一つにすべきということが一つです。

それから、合併の効果の関係からいってですね、そのほかの特別職、例えば、議員の定数とか、それから、町村長、三役等のいろんな、失職して一つになるという部分等も含めてですね、それらの兼ね合い。

それから、あともう一つは、これは非常に言いづらいんですが、このような農業委員会の会長さんを含めた附属機関は作るべきでないという議論も出ました。なぜならば、今みたいに、その農業委員会の主体的な会長さん方の意見が当然出てくるだろうと、それを予測してですね、これは、会長さんを入れた附属機関、検討機関を作るべきでないという意見も出ました。それらの意見があって、議論があって

ですね、最終的には、先ほど会長が言ったような内容で協議会に提案ということになりました。

石川秋男委員長 はい。

門傳 仁委員 一迫の門傳でございます。

主に合併効果の問題ということで理解してよろしいですか。そういうことですね。

「意見の相違」というのもお話の中にございますが、「意見の相違」というのは、何、どういうものを想定して「意見の相違」ということになったんでしょうか。想定が必ずあるはずですね。「意見が相違するだろう」という、「二つの場合は、意見が相違するだろう」というのは、何か想定があって、そういうふうな「意見の相違」を考えられるというような話になるんですね。その「意見の相違」の想定というのは何だったんでしょうか。

濁沼事務局長 農業委員会ですね、市長に対しての建議をできるとなっておりますが、できると。その場合の建議が違った内容であると、一つに調整するのが難しくなる。具体的にどういう内容かということは、今、これとこれという部分でないです。そういう違った建議があった場合に、非常に取扱いが難しくなるということです。

石川秋男委員長 じゃあ、門傳さん、あとね、ちょっと休憩して。

あと、学経の方たちでっしゃ、この件について、もし、我々に知恵をかしてもらえらるんであれば、意見を述べていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

長谷川厚子委員 築館の長谷川と申します。

今の門傳さんのご意見も分かるんですけども、私たち協議会委員に関しまして、いろいろ皆さんと決めてきた協議なんですけれども、農業委員さんだけでなく、議員さんの定数、任期の問題でも今取扱って今検討している訳ですけども、そういう課題というのは、合併を目的とした縮小の形、そういうのを、やっぱり市になる以上は全部が縮小しないと、一つだけやろうと思っても、やっぱり市に行けないですね。だから、やっぱり一つになっているんなものを検討しようということで、定数の問題が一番重要な問題でありまして、農業を一つにしてみんなで検討していくんですけども、議員さんの場合ですね、議会というのをいろんな面で一つにして会議は持ってらっしゃるんですけども、農業委員会の方たちにも、やっぱり地方の方たちに、力を一つになってやってもらうのが一番ということで、定数の問題にも検討した上で、今合併協でこのような形になりました。（「はい、鶯沢の高橋です」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

高橋次男委員 今の長谷川さんでしたか、協議会と言いましたけれども、私たち農業委員会として心配するのは、市になった後にも問題を起こさないように、真剣に物事を言って要請したりしている訳です。今言われるに、議会の場合ですと、一つはですね、各町村の場合、条例も違うし、いろいろ違う訳ですけども、市になれば今度は一本化される訳です。それこそ、先ほど事務局が言われたようにですね、複数になると問題が生じるだろうと。今10ヶ町村でやっていたって、農業委員会の規程、規約一本しかないんです。それに従って10ヶ町村がやっている訳です。それで、いまだかつて問題が出ていたのであればそういう心配も大事だかもしれないけれども、いまだかつてそういうこと提起されましたか、今回の協議会の中で。そういうところもよく考えてもらわないと。

またですね、定数がなぜかと言っていると、今度合併されると、仙台圏内以上の県下一番大きい広範

困になりますね。それをどう把握できるかと、40人で。おたくさん、考えたことありますか。（「私たちも一応」の声あり）あんだ、山間地を回ってみて、くまなくそういう環境を見たことありますか。その辺までよく考えた上での定数ですか、これは。（「まだそれまで議論されていない」の声あり）だから、そこら辺をよく考えながら、さっきからいろいろその疑問点を言っている訳ですよ。（「委員長、暫時休憩。暫時休憩さいんちゃや」「これ以上先に進まない。少し休んで」の声あり）

石川秋男委員長 それではですね、要望がありましたので、暫時の間休憩をいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

石川秋男委員長 それではですね、休憩を閉じて会議を再開いたします。

では、引き続き……、はい、どうぞ。

大内 朗委員 鶯沢の大内です。

今いろいろお聞きしておりますですね、案件に入ったとは思いますが、一つは、委員会のスケジュールという案件ですし、二つ目が農業委員会委員の定数等の検討についてと、こういうことになっているんですが、どこからどう入ったんだかさっぱりこう、一緒になって議論されている感じがするんですね。やっぱりスケジュールはスケジュールできちんとやって、それから次の2番に進むのが会議の進め方としてはいいのではないかなというふうに思われます。

それから、今までの議論を聞いておきますと、合併協というもの、法定の合併協というものの性格がちょっとやむやな形じゃないかなというふうに思われます。

というのは、今までいろいろありましたその40人以内とするまでは決まっているとかね、その辺の合併協の性格、その辺をもう少しこう説明をしたらご理解がいただけるのではないかと。仮にここで議論してね、40人でだめだから50人とかという議論が出てきたって、戻る訳にはいかないんでしょう、法定協に。だとすれば、その辺の法定協議会の性格というもの、それらをよく説明をしていただいて、ただ、ここにありますようにね、定数の検討についてだけじゃなくて、具体的にどういうふうな検討をするのか。例えば、定数40人の場合、選挙区を分けて何人にするのか、そういった具体的な面に入らないと決まらないと思うんですね。ですから、一応その法定協の性格なり、そういうものを事務局でもいいし、法定協の会長でもいいし、その辺を説明をしてやった方がいいのではないかと。

というのは、今このぐらい議論して、法定協で決めたことを覆すということ、できないでしょう。その辺を説明をしてからこの案件に、順序のとおり案件に入った方がいいのではないかと、そう思います。

石川秋男委員長 はい。ただ今ですね、鶯沢の大内さんからご意見があったんですけども、まず、スケジュールどおりにスケジュールについての、それはまず最初からその日程に従ってやったらいいんでないかという意見だったんですけども、冒頭ですね、事務局からの案件についてのスケジュールについてを踏まえて、今までの合併協の経過をね、やはり我々に説明していただきたいということで若干説明してもらったんですけども、それに対してのやはり反論というか、もっと詳しく内容が理解できるような説明をして下さいというようなことが今門傳さんからまた出ている訳ですけども、今の今日の話の中ではですね、やはり合併協でももう少し具体的な説明があってもいいんでないかというようなお話ですよ。それは私も大賛成でございますので、もし、今まで説明された中身よ

りももっと具体的な説明ができれば、事務局から説明をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。はい、どうぞ。

佐藤幸生委員 高清水の佐藤ですがね、ただ今鷺沢の大内委員さんのご発言はですね、いろいろ農業委員会のあり方について、また、法定協議会で決められたことについて、まだ納得いくほど理解が得られないようだが、この法定協議会の位置付けについてもう少し質問をいただいて、この一つにしたという部分について、覆すということはできないんですよというようなことをもう少しね、事務局なり会長さんなりの方から説明いただいたらどうでしょうかと、こういうただ今のご意見だと思っんですが、そのことについてもう一度確認をしていただいて、そして、次のスケジュールと手順よく進めて欲しいと、こういうことだと思っんですね。

石川秋男委員長 はい、分かりました。

今高清水の佐藤さんですか、（「そうです」の声あり）のご意見を踏まえて、大内さんと同じようなことですので、もう一回、じゃあ、復習ということになって、一つずつ聞きたいことに対してですね、事務局、説明をお願いします。会長さんでもいいですね。

菅原郁夫協議会会長 それでは、合併協の会長の菅原です。

農業委員会の会長さん方のいろんなご意見、分からない訳ではございません。確かに私ご挨拶の際にも意思疎通が悪かったなということをお詫びしたこともありました。

しからば、この合併協議会のいわゆるあり方ということでございますが、合併協議会でただ決めましたその案件は、まず、農業委員会の合併をした場合の数、これは一つというようなことに原案として我々町村長も決めまして提案をいたしました訳でございます。よって、協議会の中で、附属機関を設けて定めていこうというのが、2)の農業委員会委員の定数等の検討についての定数の問題でございます。しからば、やはりこれ、定数を決めるには、農業委員会の数を決めなければ、これは相関関係ですから、審議に入られないというのが、恐らく今までご質問賜った内容ではないのかなというふうに会長としても了解しております。しからば、一つにした意向については、これ、非常に今まで、門傳委員からも話がございましたとおり、今からこれをしからば二つにできるかというのがありますが、決して私は、農業委員会の数を1から2にできるという訳には私はまいたらないのではないのかなというふうな気がします。しからばどうすればいいのだということになれば、一つに決める訳ですからして、しからばこの栗原が市になった場合、一つにした場合、どのような弊害が出てくるか、その弊害を除去しながら、農業委員会のあり方、こういうものをきちんとしていくのが、やはりこれからの新市に課せられた大きな問題だろうと思っております。ですからして、そういうふうなものについては、これからの審議の中で、例えば、事務局体制なり、なおかつまた、農業委員会の数なり、一つにした場合どうなるのかといったようなことについてこれから論議を賜って、齟齬のない、そしてまた、決してサービスの低下に至らないような農業委員会のあり方というものをきちんとしておくというのが、これから課せられた問題ではないのかなということをお考えまして、どうかひとつ農業委員会の数、一つということをご了承賜りまして、次に入っていただければ幸いではないのかなというふうに思いますので、ひとつ相関関係にある農業委員会の数、これは一つということをご了承賜りまして、ご審判があれば幸いですと思っておりますので、会長からもよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

石川秋男委員長 ただ今ですね、合併協の会長さんが重ねて一つというふうに、これはなかなか覆

することができないということでございますので、私はですね、本当につらい立場にあるんですけども、進行上ですね、やはり、そういった状況でございますのでですね、確かに今までの合併協の持ち方というのは私も大分不満がある訳でございますが、それなりに合併協の方々もですね、いろいろ苦勞なされて、苦慮されたことと理解はしております。したがってですね、この辺のことについては、委員会の会長さん方、ひとつご理解できないものかなと私の方からもひとつお願いでございますので、いかがですか。はい、どうぞ。

門傳 仁委員 理解できない訳ではないですが、幹事会ですね、議事録を提出をいただきたいと思います。

濁沼事務局次長 ええとですね、その幹事会の議事録の関係なんですけど、これ、今議事録を公開しているのはですね、協議会、それから、本日の附属機関の会議の内容も、これは公開になります。それから、三つの小委員会が作られておりますが、これも公開です。

ただ、幹事会の会議録なんですけど、これは、立ち上げの時からですね、これは、町村長会議の会議録も含め、これについては、公開、審議の過程のところでのいろんな議論をするということで、これは公開しないということを前提にして始まっておりますから、これは、途中でそういう理由があつてですね、公開できない。初めから公開しないという前提で協議をしておりますから、ご了承いただきたいと思いません。

石川秋男委員長 はい。

門傳 仁委員 一迫の門傳です。

公開しないというのは、何かその文書というか、合併協議会の規約の中にあるんですか。あれば、その規約をお示しをいただきたいと思いません。

濁沼事務局次長 特に規約はございません。

門傳 仁委員 いや、規約があるんでしょう。あるから公開できない訳ですよ。

濁沼事務局次長 今もお話ししたんですけど、規約はありません。

ただ、協議を始める前から、これは公開しないという前提でその会議を進めておりますから、公開できませんというふうなことです。

それから、協議会の規約の中にですね、協議会の内容、それから、小委員会の内容についても、公開するとかしないとか、それも、あえて文面では、規則の中とか部分ではうたっておりません。

ただ、協議の段階で、第1回の協議会ですね、この部分については全て公開すると。それから、小委員会についても公開するというのを初めに取り決めて、そういう前提によりましてですね。

石川秋男委員長 ということなそうですが。

門傳 仁委員 そうしますと、それは、協議会で決定すれば公開できるということになるんですか。それとも……、いや、非常にこの、何かその部分で密室なんですよね。いろんなところにお聞きしてみましても、その辺のところの考え方がどうなっているというよりも、公開しないということなんでしょうけれども、いかがなものなんでしょうか。そういう、例えば、この合併協議に当たってですね、そのような中間に密室があるということにつきまして、ちょっと考えられないんですけども。（「よろしいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

濁沼事務局次長 この幹事会なんかで発言されているのはですね、一つは決定機関でない。例えば、幹事会はですね、何か協議機関という部分で、協議会の場合については決定機関。小委員会なんかについても、内容によっては決定機関ということで、これは、協議機関の協議内容については、これは公開をしなくてもいいだろうというのが一番先の協議の中で確認されております。（「済みません」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

飯田 明副委員長 副委員長、金成の飯田と申しますけれども、門傳さんが、いろんな記録を出していただきたいという部分というのは、非常に心情的にはクレームとしては分かる部分なんですけれども、やっぱりその部分は、私自身結構出せない部分があるんじゃないでしょうか。実は、私もそういった奉仕団体なんかであったんですけども、その場合に、例えば、いろんな会議、ステップを上げて本来の議決機関に持っていく段階でいろんな細かいことを話するんですけども、当然そういった部分では、細かい、メモぐらいはあるかもしれませんが、議事録をとったという形では結構記録を残すことはないと思います。というか、逆に、例えば、農業委員会さんの場合でして、何かそういう下部の組織がそういう記録をとられているかどうかということになりますし、非常に今情報公開という部分で非常に各自治体とか団体とかにおいて、そういう部分にオンブズマンとか弁護士さんのそういう団体ですね、いろいろ議論があるところなんですけれども、逆に、そういうような部分でのそういういろんな公開するという部分、そういうものがないからこそ、いろいろと活発なるいろんな意見も出ると。多分そういった形で、多分こちらの方の事務方の方の幹事会なり専門部会なりではいろいろと協議、意見調整をした上で出てきたということですので、ただし、その部分で根拠となるべき事柄をきちっと事務方の方で示してもらいたいというのであれば、それは多分議事録という形では出されませんが、そういうふうな形で納得のいく見解を得ようとする行為は僕は認められると思いますので、多分そこら辺の細かいどろどろとした内容というものはなかなか出せない部分があるんだと思いますので、私はそういうふうには理解しているんですけども、いかがなものでしょう。

以上です。（「議事進行」の声あり）

石川秋男委員長 はい。いろいろですね、事務局においても、今飯田さんおっしゃったとおりですね、細かい部分等の内容もあると思いますけれども、確かにですね、その辺は、私も気になるところだと思います。

ただですね、何回も言ったように、概ね最初から合併協の持ち方が杜撰であったということが、私としても、やっぱり逃れないと思います。

そうした中でですね、どろどろした助役たちの話をしても私たちの会議が進まないのですね、この辺でご理解を得たと私が判断しましてね、次の2)の農業委員会委員の定数等の検討についてを議題といたしたいと思います。

事務局、説明願います。（「よろしいですか」の声あり）

はい。

門傳 仁委員 一迫の門傳です。

今、「どろどろしたお話」ってありましたけれども、先ほどのご説明ではですね、意見の相違が心配

されるということが一つなんです。それから、合併効果の問題と、それから、附属機関の問題と、その三つしかないんですよね。（「ただ、それ、分かるんだけども……」の声あり）だから、それがどうだったんだという話なんです。

石川秋男委員長 だから、それは、だからね、ずっと今まで長時間にわたっているいろいろな意見を述べ、そして、協議もしていただいた訳で、どろどろしていたというのは私もちょっと口が滑ったんですけども、そういうことを何回か繰り返してもね、おそらく前進しないと思うの。だから、その辺でまずとにかく理解していただきたいというのが私の今の考えでございますので、ひとつよろしくご協力のほどお願いします。

そういう訳で、2番目の委員の定数等の検討についてを議題としますので、事務局、説明をお願いします。（「日程のスケジュール等の」の声あり）

大変失礼しました。あのですね、2番目に入る前にですね、スケジュールの日程についてですね、先ほどこの3ページのですか、これに従うというのは説明がなされた訳でございますが、この日程についてはご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石川秋男委員長 なしということでございますので、スケジュールについては、これで決定をさせていただきます。ありがとうございました。

いいですね。（「まずは、はい」の声あり）

2) 農業委員会委員の定数等の検討について

石川秋男委員長 それではですね、2番目の委員会の委員の定数等についての検討についてですけども、事務局、説明願います。

二階堂調整第二班員 それでは、私の方からですね、2番目の案件、農業委員会委員の定数等の検討ということですね、まず一つは、選挙による委員の方々の定数並びに選挙区の設置についての検討ということでこの検討委員会が設けられておりますから、その資料といたしましてですね、4ページ、5ページと皆様に簡単にご説明をしていきたいと思えます。

まず、4ページにつきましては、現在の郡内10ヶ町村の現況ということで載せてございます。1番目には現在の各農業委員会の選挙による委員さん方と農業委員会委員に関する法律の第12条による委員さん方の定数と現在数ということで、10ヶ町村で定数、選挙による委員さん方の定数108人に対して現在数が107名の委員さん方ということで、あと、法12条1号、2号ということで、70名の定数に対して34名ということで、合計で178名の定数に対して141名が現在の10ヶ町村の委員さん方の構成になってございます。

2番目につきましては、各10ヶ町村さんの委員さん方の任期ということでございます。大体がですね、任期満了日につきましては平成17年の7月19日になってございますが、一迫町さんと金成町さんが若干の違いがあるということで、現況がこのようになってございます。

3番目につきましてはですね、選挙委員さんの定数の基準ということで、5ページの法律にも書かれておりますが、区域面積並びに農地面積、基準農業者数ということで、この一番最後には、選挙人、被選挙人人数ということでトータルを載せてございます。区域面積については、栗原郡が8万638ヘクタールということで載せてございます。農地面積が1万8,785ヘクタールということでございます。

あと、基準農業者数のことですが、選挙人名簿の登録世帯数ということで、10ヶ町村で1万924世帯、あと、農業生産法人数ということで12の法人がごいます。基準農業者数の計が1万936ということになってごいます。あと、被選挙人人数でごいます、郡内合計では2万9,047人の方が、この農業委員会の委員の選挙による選挙人の人数ということでの資料でごいます。

5ページをお開き願いたいと思います。

5ページにつきましては、この定数と選挙区設置に関します法令の抜粋でごいます。

まず、一番最初にはですね、農業委員会の設置ということで、これにつきましては、協議会で決定された内容、境界の変更の場合の特例ということで、農業委員会等に関する法律第34条を載せてごいます。この規定を適用して、7月19日までは10ヶ町村の農業委員会はそのまま存続ということでの法律でごいます。

次に、選挙による委員の定数ということで載せてごいます。これも法律の抜粋で、第7条に、その選挙による委員はですね、被選挙権を有する者について選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定めるということになってごいます。

政令につきましては、下にその抜粋がごいます。それで、栗原郡はどれに該当するのかといいますと、一番下の3番、その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会ということになりますので、40人以下と。最大40人までが選挙による委員の定数の基準になるかと思います。

続きましては、選挙権、被選挙権ということで、これにつきましては、読んでいただければ分かりますので、説明については省略させていただきたいと思います。

続きまして、選挙以外の委員ということで、これにつきましては、農業委員会等に関する法律の第12条ということで、1号につきましては、既にご存じかと思いますが、その管内の農業協同組合、農業共済組合、各1名ずつ出ている委員さんの方がいます。2号につきましては、関係市町村で推薦する農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内という、選挙以外の委員の定数を載せてごいます。

次に、選挙区ということで、これも抜粋でごいます、選挙の単位ということで、第10条の2ということで載せてごいます。

1項につきましては、その農業委員会の選挙による委員については、その農業委員会の区域において選挙する。

2項については、市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができるというふうに法律で定められておりますので、選挙区の議論になった時は、その辺が関連してくるかなというふうな感じがしております。

その次につきましては、法令につきましては、選挙区ごとの定数が書かれている条文でごいます。おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならないという選挙区ごとの定数でごいます。

4項につきましては、これは、今までどおりその選挙人の所属の選挙区は、その住所によるということでごいます。

あと、その下にその政令ということで、選挙区を設ける場合の基準が書かれています。その選挙区の基準につきましては、農地面積が500ヘクタール以上となるか、または、基準農業者数が600以上となるようにしなければならないという基準がかかります。

それで、この基準でございますが、現在10ヶ町村を見てみますと、町村名を出して甚だ失礼ですが、この基準に至っていないのがですね、花山村さんがこの基準に至っていないというような状況になってございます。あとの9町村につきましては、この選挙区の設置の基準には該当してございます。

あと、最後は任期ということですね、任期については3年ということで皆さんもご存じかと思しますので、これについての説明は省かせていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、資料の説明ということで終わらせていただきます。

石川秋男委員長 今2)の定数等の問題に議論が入った訳でございますし、またですね、農業委員会の会長の中ですね、再三にわたってこういったことを検討してきた訳でございますが、その中でですね、ご意見等もあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。はい、どうぞ。

山村喜久夫委員 一迫の山村です。

この定数等について、まだいろんな農業委員会のご意見等があると思います。また、連合会長ですか名前。この統一した案があれば、私たちも参考にしたいと思しますので、出していただきたいし、もしなければ、各町村の農業委員会のこの定数等、選挙区等の案があれば、一応参考ということで検討したいと思しますので、お示し願ひたいと思ひます。今あるんであれば今出していただきたいし、なければ、この委員会、今日ですね、終わり次第各委員に送っていただいて、次回の参考にしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

石川秋男委員長 そうですね、実は、こういうことは想定してなくて、実際この間も開かれた機会があったんですけども、その時は、あくまでも複数ということをお願いしたから、その辺さ落ち着いているんでないかというような想定で今日臨んだ訳で、一つということに押し曲げられた形になったんですけども、そういう想定をしたものでしたから、そういう、ほら、今までお話しした中以外は全然持ち合わせがない訳ですね。ある程度話し合いはしているんだけど、まだ煮詰まっていない訳なんです。

問題なのは、だから、さっき事務局が言ったように、選挙区を設けるのであれば、花山さんがね、ちょっと定数あるいはそういう面での手法がないというんで、問題なのは花山さんであって、その辺を皆さんでどうやってカバーしてやっていけばいいのかということは、やっぱりこの委員会の話にもあるし、我々10ヶ町村の農業委員の立場での話はあったと、これから具体化していかなければならないというのが私の考えでございます。

はい、どうぞ。

佐藤龍光委員 ちょっと確認しておきたいんですけども、今事務局の方の説明でございますね、今会長さんもそう解釈していたと。私、花山が該当ならないというのはですね、農地面積、人口が少ない訳なんですけれども、農地法の法律の抜粋の中で、第3条の設置の2項にですね、その区域が著しく大きい町村、また、区域内の農地面積が著しく大きいとあって、区域が大きくて面積が小さいところなんですけれども、これは、こういう検討をする時は、その区域ということも勘案しなければ私なら

ないのではないかと、こういうふうに思う訳でございます、この農地面積とか人口だけで言うのは、栗原の場合は、全体を見渡してその区割りをやっていかなければならないのではないかなというふうに私は感じているんですけども、その辺、事務局さんの方の説明をお願いします。

石川秋男委員長　じゃあ、その辺について。

二階堂調整第二班員　それではですね、ただ今のご質問につきまして回答したいと思います、その農業委員会等に関する法律の農業委員会の設置というところの条文の今説明いただきましたが、これにつきましては、その市町村に農業委員会を置く基準というか、数ですね、その農地面積並びに市町村については、著しく大きい市町村については農業委員会を二つ以上置くことができるという条文であります。

それで、私が先ほど選挙区の基準というのはですね、その各市町村で必要が認められる時は選挙区を設置することができるんですが、その設置をすることができる一つのその区域の範囲内の農地面積及び基準農業者数は、農地面積が500以上か基準農業者数が600人以上となるようにしなければならないということで、選挙区を設ける場合の一つの基準がですね、この農業委員会等に関する法律施行令で決められてありますということの説明ですので、その農業委員会等に関する法律第3条の2と若干ちょっと違う意味が、若干と言いますか、違う意味ということで説明をさせていただきました。

以上でございます。

石川秋男委員長　佐藤委員。

佐藤龍光委員　それで、ちょっと残念に思って私も聞いておったんですけども、これ、農業委員会の会長さんたちといろいろお話ししてみた。今回は、7条で40人というところ、決まってあるんで、これはどうにもならないだろうと。それで、本当は二つの区域という、今私がここで3条の2項を述べた大きな区域となっているからということをお願いを申し上げたんだけど、その意が酌み取れなかったということで残念に思っているんですが、区域を決める時は、今度は栗原郡10ヶ町村100%合併という考えのもとに持っていけばですね、私は、区域の中に花山が入ってくれば、選挙区を決める段階において、面積、区域が大きいって、面積がそこだけしかないという考えは持ってもらいたくないと私は思うんですよ。

石川秋男委員長　ただ、それはちょっと……（「よろしいですか」の声あり）はい。

濁沼事務局次長　一つはですね、選び方の話だと思うんです。例えば、栗原一つで選挙をするよという部分があれば、何も問題ないんです。ただ、その時に、10ヶ町村一つ一つの選挙区を設けて、例えば、その花山から1名と、花山から2名、鶯沢から何名とした場合に、これは、選挙区の設定の仕方なんです。

ただ、その時に一つ、法律的なですね、先ほど担当が説明していますように、一つの法律の縛りがあってですね、これは、先ほどから言っています5条の関係なんですが、これは、農地面積と基準農業者数が一つの数字があつてですね、花山さんについては、花山独自の選挙区は設定できない。法律の基準がそうなっているんです。（「そういう意味。はい、では、分かりました」の声あり）ですから、例えば、選挙区をこう設けると、花山さん独自だけでは選挙区設けられません。例えば、鶯沢と一緒にするとかですね。そういう意味です。（「はい、分かりました。勘違いです」「いいですか」の声あり）

石川秋男委員長　どうぞ。

千葉 聡委員 法律は分かるんですが、その中身も分かるんですがですね、関西の方に行くと、花山さんより小さい村もいっぱいあるんですよ。そこら辺、何か法律の解釈の仕方では救済措置とか何かうまい抜け道はないんでしょうかね。

石川秋男委員長 ただね、それはっしゃ、考え方だと思うのね。確かに、耕作面積と基準農業者数、これは、全て決まっていることだと。ただ、それをね、救済できないのかと思うんだけど、だからそこが難しい話し合いだと思うのね。結局、あたりの町村がこれに照らしてやんなきゃなんないということは大体想像できるっしゃ。それを誰かどこかの町村で、みんなほんで分けてやっかとなれば、それできますか。その辺の話し合いになると思うの。

千葉 聡委員 いや、だから、その法律の解釈で何とかうまい方法がないんでしょうか。会長たちとしてはないのは分かるんですが、事務局さんサイドは少し我々より勉強をしているんで。

濁沼事務局次長 今の部分はですね.....

佐々木幸男委員 さっぱり聞こえないんです、末端の方は。マイク使ってしゃべってもらわないと困るよ。

濁沼事務局次長 選挙区の部分は法律で縛られています。（「はい、分かりました」の声あり）それ以上の解釈、運用はできません。ですから、例えば、また戻ります。選挙区を作る場合には、例にとると、10ヶ町村、今の町村の中で選挙区をとるとした場合ですね、当然10の選挙区が出てきますが、花山さんだけは、その選挙区としては法律的にできませんということです。当然一迫とか鷺沢のある部分を入れて、先ほど言った基準農業者数、それとも、その農地面積をクリアするところまでぐっと範囲を広げていかないと、その選挙区は設定できないんです。これ、あと、運用については一切ありません。

千葉 聡委員 そうすると、境界の変更をすれば可能だという解釈でいいんですか。

濁沼事務局次長 例えば、選挙区を設けるとした場合ですね、これは、これからの議論になると思うんですが、幾ら設けるかですが、花山さん独自のじゃなくて、この数字を、二つの基準のどちらかを満たすようにずっと範囲を広げていって選挙区ができます。（「はい、分かりました」「はい」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

武田邦彦委員 高清水の武田と申します。

今の説明は大体分かったんですが、お互いいずれ合併になる時は、対等合併という合併の条件があったと思います。

そういう中で聞きますと、法律というのはさまざまな解釈もできると思います。今事務局の説明があったのも一つの法律の中だと思います。今若柳の会長さんが説明したことは、その中で何とか運用できないかと、そういうところだと思います。対等合併の対等という言葉はどこにあるのか、一つお聞きしたいところなんです。

石川秋男委員長 あのですね、確かに分かるんだけど、今の法律の仕組みでは、選挙区ね、栗原一つになれば問題ないのね。そこに、だから、これらの問題だけでも、選挙区をね、九つにするか五つにするか、その辺はあるんだよね、一つの考え方。

武田邦彦委員 そういう中でですが、いろいろ心配なさは皆同じだと思います、ここにいる

委員。また、事務局も心配なことはあると思います。

私たち言うのは、合併そのものを否定するものではございません、絶対に。これは、合併しなきゃないというのは、私たちは全面的にそういう方々が大多数だと思っています。そういう中で、その運用方法というのをいかなるために、法をいきなり曲げるとは言いませんけれども、私たちの一つの要望といえますか、そういう期待があると、そういうことを踏まえながら私たちは合併に向かっているはずでございます。その是非論だけを話し合いますと、お互い角が立ちます。将来性に向かった合併ということを一かにかえながら進めなきゃないかというのが、私たちこのかかわる一人だと私は思いながらこの会に参加しております。

そういうことを考えますと、いろいろな考えのもとにさっきから申し上げますように、連合会としては、考えるごとに提案といいますが、検討もし、何回か委員会を設け、そういう中を来たこと、さっきの経過のとおりでございます。これからスケジュールに向かいもっと深くいく時は、いろいろな解釈をしながらいかなければ、これでは、合併に対して異議を持つということは一つもございませんが、有利性といえますか、そういうところも、有利性っていいですか、不利性ですか、逆に言いますと、そういう中を踏まえると、いろいろ心配なことが、住民もともにですし、我々も思うところでございます。

そういう中を考えていただきながらというのが、私と、今若柳さんが言った意見が大体似ているんじゃないかなと、そういうことでございますので、その辺も学識委員の方、我々だけじゃなく、今日参加の、農業委員会だけではなく、そういう方々にもお考えの一端に入れていただければ、私たちは幸いのもだと思います。また、この委員会の意味もあるものだと私は思っております。

石川秋男委員長 はい、分かりました。

何かこの件でありますか。（「いいですか」の声あり）どうぞ。

白鳥一彦委員 今日の会議のあり方についてなんですけれども、まず、現在までの方向性の説明を受けまして、そして、40人以内の1本の委員会ということで決まりまして、あと、その次のところまでは、多分突っ込んでいくと、まだ答えられない状態ではないかと思っておりますので、まず、次回のあり方としてのやつで各委員さん方に考えてきてもらうということで、1選挙区でいくのか、あと、小選挙区でいくのか、あと、そのまず40人以内というのは決まっていますので、その人数については余りさわることはできないと思っておりますので、そこら辺にして、まず、今日はこの辺にとめておいた方がいいんじゃないかと。でなければ、それぞれ皆さんにここで、まず、1回目の諮問というか、どういった方向がいいのかと全員に聞くとかしなければ、あと進めようがないのではないのかなと思っておりますけれども。（「ちょっとよろしいですか」の声あり）

石川秋男委員長 いいですよ。

佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木でございます。

今白鳥委員さんの方から折衷案が出てますが、その前にですね、この資料を確認させていただきたいと思うんですが、4ページなんです、この基準農業者数というのは、10アール以上の耕作者を代表してですね、農家戸数ですか、基準農業者数とか、あるいは、世帯数というのがここに出ているんですが、うちの方、瀬峰町588戸というふうな世帯数なんです、たしかうちの方農家戸数699だと思っています。ただ、今農業委員会、その農地の流動化とかといって、受委託が盛んと進んでですね、その関係でなってきたのかなというふう思うんですが、農地の所有者には間違いのない訳ですよ。

受委託が進んでいけばですね。そこへいくと、後々農業委員会の区割りなり何かに問題が出てくると大変だなどというふうに思っておりますから、その辺、農地所有者数みたいなのをここで押さえた方が、定めた方が私はいいのではないかなというふうに思います。

そういったことなんですが、事務局はどのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

石川秋男委員長 今ちょっと考えてみますけど、選挙人名簿登録世帯数でないですか、これ、588というのは。違いますか。（「いいですか、私の方が先です」の声あり）

佐々木幸男委員 選挙者、被選挙人人数というのは、俗に言う、その農家の長男であっても勤めている方々があってですね、なかなか難しい面もあると思うんです。ただ、地元の農業委員さん方、いざ選挙の場合はというふうなことで選挙人名簿に載せている分も私はあるのかなというふうな認識を持っているんですが、一番問題なのは、農地所有者が何人いるかの問題だと私は思うんですね。

石川秋男委員長 ただね、やっぱり、あくまでも選挙されるのだから、やっぱり選挙人の名簿のやっぱり関連なんですね、これね。

佐々木幸男委員 ここにはですね、選挙人名簿で農業委員会の選挙区を区域するというの、ないんですよね。

石川秋男委員長 それはないんだけども。

佐々木幸男委員 農地は幾らあるかとか、そういうことでなっているんですよね。あと、あるいは基準農業者数は幾らであるかということになれば、農地を所有している方が基準農業者数になるのかなと。選挙人名簿はそれに付随してきている訳でありますから、俗に言う、大変名前を出して失礼なんですけど、高清水町さんですね、たしか農家戸数650だと思っんです、ここは。それで法人が一つあってですね、651なんですけど、それに比例した被選挙人数であれば私はベターかなというふうに思っんですけど、私の方はですね、瀬峰は農家戸数699戸ある。ただ、さっき言ったように、農地の流動化の中で受委託が盛んに進んでおりますから、10アール以上持っていない、持っていないというか、耕作していない農地の所有者がいると。その人たちは基準数より外すというのは、私はいかなものかなというふうな話です。（「よろしいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

濁沼事務局次長 これはですね、基準農業者数、これは、各農業委員会で押さえているその農業者数なんです。これが基準になります。例えば、有権者数とかなんかというのは基準があってですね、各農業委員会が押さえている基準農業者数ということで押さえているんですが、押さえているこの数字が基準なんです。それから、当然その農地面積については、これは、農林水産統計の農地面積といたしてます。あと、その基準農業者数については、先ほどいいましたように、公職選挙法の有権者数とかという話じゃなくですね、農業委員会が押さえている基準農業者数が基準に納まっております。（「いいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木です。

そこを、今の事務局の話をしみますとですね、瀬峰の農業委員会は農地の流動化を盛んに図って、優秀な農業委員会だなというふう言うんですが、そうすると、他の農業委員会は余り農地の流動を図っていないのかなと。10アール以上を耕作する農家の方々、数が多いということであると、捉え方として

違うのではないかなと。郡内の10ヶ町村のですね、農業委員会は全て農地の流動化を図っている訳です。そういった中で、10アール耕作している人も、「まず、農業委員会選挙になってから分かんねからや」というふうなことで、農家戸数にですね、数えることがあるのかなというふうに思いますが、その辺統一したものをたしか農業委員会出しているとは思いますが、そうした考えでいかないとですね、後々の選挙区なりなんかの問題に問題が出てくるのかなというふうに思いますので、その辺、もう一回ですね、農業委員会で出したのは正確なものだろうというふうには思いますけれども、各農業委員会の事務局で捉えている基準でいいですか、考え方からちょっとずれがあるのかなというふうに思いますので、その辺調整していただければなと思います。（「よろしいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

濁沼事務局次長 今の部分はですね、小選挙区、選挙区を設ける場合の、その一つの数字、基本となる数字、これは、先ほど言いましたように、各農業委員会が押さえている基準農家数、耕作者です。ただ、それと、実際に選挙なんかになった場合の有権者、この部分については面積要件ありますから、それでその公職選挙法の適用になりますから、それで、毎年ですかね、その名簿を押さえているという部分と、その部分と先ほどの選挙区を決める時のその基準農業者数、これは別個になります。

石川秋男委員長 はい。

佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木です。

今こう事務局の話、ちょっと分からなかったんですが、いずれにしてもですね、この栗原10ヶ町村新設合併して、農業委員会も一つの農業委員会として定数40で進めようという基本的な合意は決まっている訳ですよ。その中で今ご議論しているんですが、先ほど若柳の会長さんあるいは高清水の会長さんの方から、「合併するのだから、何とか法を弾力的に解釈して進めたらわ」という話があったんですが、事務局の方では、「選挙法は選挙法だ」というふうなことで、いずれ選挙区の基準等々も当然出てくる訳ですね。そういった中で、その数字が違つと、最終的には選挙区をもし設けてやりますとですね、問題が私には出てくるということでやっぱり心配です。

濁沼事務局次長 分かりました。この数字はですね、もう一度その基準農業者数等については、再度各町村の農業委員会の方に照会をするなり回答し直ししたりしていきたいと思います。（「いいですか、関連するから」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

千葉 聡委員 若柳の千葉ですけれども、関連しますけれども、今佐々木さんの方からお話しされたお話に大分類似することはある訳ですけれども、私の方からひとつお願いなんです、基準農業者数を認定するのはいつをもってこの数字を認定するのか。というのは、農業委員会、農業委員の選挙法に関する法律を調べてみますと、年金貰う場合、10アール以上の農地持てないようになるんですね。そうしますと、当然年金受給して第三者経営委譲する場合は、その人たちは、農業委員の選挙権を失う訳です。したがって、農業委員各位は、自分の選挙のことを考えますと、できるだけ自分の区域内の利用権設定なり、農地法に関する第三者経営移譲は設定をしない方がいいという話もされておりますけれども、現実そうはいきませんで、みんなそれぞれ選挙区においていろいろしておるんです。

今佐々木さんのお話しされましたように、この10アール以下の人たちを基準農業者数に入れられないというのを私もなかなか納得しにくい訳でして、例えばですよ、これが、花山さんをいつも引き合いに出して悪いんですが、こんなことで個人の分まで言うのはどうかと思いますけれども、例えば、この合意解約をして、もとの耕作者といいますが、人達に面積返して10アール以上になれば基準農業者数にカウントされる訳ですから、そうすれば600になる可能性もなきにしもあらずだと思います。変な計算ですけれども。だから、この基準日をいつにするのか、その辺で分かれば結構ですけれども。

鈴木事務局長 はっきりは分かりかねます。しかしながらも、考え方なんですけれども、その今千葉会長さんは、ある意味では小規模農地所有者も基準農業者数としてカウントした方がいいのではないかなという考えに立ったんだと思いますが、我々合併全体の事務調整をする中での我々の仕事といいますが、ほぼ具体の、「じゃあ、その部分はそうしましょう」という訳には当然いかない訳でございまして、それぞれ考え方、いわゆる基準農業者数のとり方というのは、多分これらも全て国の方から示されてですね、それぞれ各農業委員会の事務局の方で押さえる数字だというふうに認識しております。それを、例えば、その10アール未満も含めてすべきだというご意見に対して、「はい、そうですか」という訳にもいきませんし、当然、ちょっとその辺の、いつの時点で捉えるのかというのは次回までちょっと確認をしてですね、ご報告したいということになります。（「はい」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

門傳 仁委員 まず、お聞きしたいのはですね、この関係については、幹事会で話をしたのかどうかということですね。（「この定数のですか」の声あり）定数の関係ですけれども。定数40名というのは法律で決まっていますから、40名以内についてはですね。それから、こういうものを見て、当然ですよ、委員会を一つにするということが幹事会の中で決まったんですから、当然こういうことも検討されていると思うんですよ。その辺どういう検討をしたかちょっと教えて下さい。

石川秋男委員長 今ちょっと選挙区の区割りなんかを含めて。

門傳 仁委員 そう。（「してないさ」「その区割りについてを次回の際に」「よろしいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

濁沼事務局次長 定員ですね、40人以内というのは上限の部分です。あとは、何人にするかは決めていません。それから、区割りについても、例えば、栗原を何選挙区にするかという議論は一切してありません。その部分を今日の附属機関にその部分を委ねるということです。

門傳 仁委員 一切していない訳ですね。

濁沼事務局次長 してありません。

門傳 仁委員 していないと。それなのに、なぜ一つの農業委員会に至ったかというのはまた別の問題として、なぜ一つの農業委員会ということで幹事会で決まったか、よくその辺は分かりませんが、その部分だけは決まって、ほかのところは全然検討していないと、こういうのはおかしいと思いますけれども。

それからですね、合併協の中に、合併協の総会というんですかね、合併協議会の資料と今日いただいた資料と全然違うっていうか、合併協の資料の方がずっとがさが多いんですよ。何で我々はこれしか、

これ1枚とか2枚しかもらえないのだから、その辺ちょっとご説明下さい。合併協は、1、2、3、4、5、6、7枚、7枚ですか、7枚から8枚の資料があるんですよ。

濁沼事務局次長 合併協議会はですね、資料ページが7ページになっております。これは……

門傳 仁委員 いや、それはいいんですけど、何でそれなんだかということですね。何でこれが、今回はこれ1枚しかないのですかということですね。一応2枚ですか。

濁沼事務局次長 合併協議会と皆さん方に出した資料の違いはですね、合併協議会の最終的なその調整の内容、調整の仕方の先進地協議会の事例を検討しております、協議会は、それから、そうですね、5ページ、6ページ、7ページは、これは、合併協議会が、ほかの協議会がどのような調整をしたかという調整事例なんです。この調整事例については、皆さん方の、これは協議会での調整の部分ですから、それはその、皆さん方にはその調整資料は必要ないと。調整事例に基づいて附属機関に、それらを参考にしてですね、栗原については附属機関に付託するのが一番望ましいということで付託なっておりますが、その付託するまでの先進地の例については、皆さん方には特に必要としないだろうという判断です。

門傳 仁委員 合併協議会の学経委員の皆さんはこの資料をお持ちなんですよ。我々はない訳ですよ。

濁沼事務局次長 ちょっと理論的にかみ合わないんですが、皆さんに入っていないのはですね、こういう部分です。先進地の事例関係が入っていないだけです。

門傳 仁委員 いや、合併協議会の中ではですね、あれですよ、取扱いの、取扱い数とかですね、3条関係、4条、5条、6条、20条ですか、の関係とかも、取扱い件数も入っているんですよ。だから、それだけじゃないんですよ。それから、合併の特例に関する法律の中での任期等に関する特例とかそういう資料もあるんですけども、これは要らないとしてもですね、今日は、何だこれ、参考資料2というのは農業委員会の委員の定数、任期の取扱いということで、これは……（「いいですか」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

千葉事務局次長 今の質問につきましてはですね、協議会の方では調整案をご理解、ご確認いただくためにですね、そういった資料を提示しているものですから。

門傳 仁委員 だって、私たち今日説明受けていないでしょう、協議会の様子さ。

千葉事務局次長 ただ、この検討委員会に付託されている案件はですね、先ほど来お話ししているように、40人以内のどの定数にするかという部分と、それから、選挙区はどうするかと、この2点だけでして、（「ただ、それだと、事例は要らないということですか」の声あり）資料については特に必要はないのではないかとということで省いております。

門傳 仁委員 だって、委員の中に、配付されている人と配付されていない人がいるというのはおかしいじゃないですか。事前であろうが後であろうが。

濁沼事務局次長 それはですね、附属機関の委員さんとして配付したんではないんです。附属機関に委任をする、付託をするかどうかを判断するために、協議会委員として配付なったと思うんです。それで、方向が出ましたから、それは、もうこの中で議論する場合には、皆さんと同じ資料だと。

門傳 仁委員 定数とか選ぶ場合にですね、例えば、3条、4条、5条の案件とかのね、数とかが

て必要じゃないですか。10人以上40人以内っていったって、ね。そうすると、案件の数は、そういうもの当然必要でしょう。今現実の課題というか、現実の現状を見なくしてっしや、定数なんか決められないんじゃないですか。そういう資料を作り上げて、討議をしなければ、ただ、……

石川秋男委員長 一応ね、事務局も、必要ないんじゃないかという考えで、あんたの考えはそうだけれども、資料についてはさ、まずこれぐらいにしてとめておいて下さい。

それからですね、もう時間も時間ですので、採決の方に入りたいと思います。

ということは、2番目のですね、農業委員会の委員の定数についてですけども、まず、ここにうたっている最高が40人以内ということでありますので、最高に、40人に持っていきたいと思いますが、皆さん、いかがですか。40人以内に。（「ここで決められないのでは」の声あり）いや、だから……（「それよりも少なくともいいのだから、何人にするかというのだから」の声あり）定数等について検討というふうにうたっているんだから、採決とんなくて。（「だから、40人で」「以内ということでもいいんでねえすか」「40人でいいのさ」の声あり）40人に決定しますね。（「はい」の声あり）

それからですね、今議題になっております……（「委員長さん」の声あり）

佐々木幸男委員 あのですね、私どもこの小委員会に付託されている分については、法的な根拠に基づいて40人以内に農業委員会は委員の定数になるよということは、決議とらなくても決定している訳っしや。法で定まっているんだからっしや。

ただ、そいつを40人にするというふうなことになるますと、後々選挙区の問題等々も出てきて、一回決定したら大変なことになりますよ。39人で間に合うかもしれない。あるいは、40人以上41人はできなくても。

石川秋男委員長 だって、40人以内ならいいんでしょう。

佐々木幸男委員 40人以内、だから、40人以内に決をとるといのはいかがなものですか、それは、40人以内というのは法律で定まっているんですよ。

石川秋男委員長 だって、それなら何もここさっしや、委員会の定数等の検討についてということ、書かなくてもいいんでないの。

佐藤龍光委員 あのですね、これは、ここで今度選挙区の設定ですから、日程は決まりましたのでですね、次回の日程ぐらいは決めていただいて、12回目の2月5日の協議会までの日程をこう見ますとですね、これは、ここまで持っていかなくちゃならないと思うんで、この協議会に、今日はこれで打ち切って、もう一回検討しなくちゃ、持ち帰ってですね、検討しなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。（「賛成」「議長」「はい委員長」の声あり）

石川秋男委員長 はい。

佐藤幸生委員 高清水の佐藤です。

私も、ただ今のね、委員さんのお考えに賛成なんですけど、原則この選挙法に基づいた農業委員さんの定数は40人ということですね。これはどうにもならないものですから、最大限その40人に近い農業委員の選出の配分をどうするかということを決める場合に、やっぱり農業者数が600ですか、それから、農地面積が500という一定の基準ございますので、それをもとにしていろいろ試算ね、法に定められた定数を算出する場合にどういうふうにしなくちゃいけないのか、それをやっぱりきちっと決めま

せんと、瀬峰の委員さんから言われましたように、40って決めてから、「あれ、一つ足んねから、ほんではもう一つどこさ足すべや」という訳にはもういかなと思うんですね。ですから、その辺、やっぱり慎重に期す意味で少し時間を置いて、次回までにいろいろな案を出していただいて、意見を聞きながら定めた方がいいのではないかと。

2月5日までですから、余裕あるようでないかもしれませんが、こっちの方、日程お決めいただいて進めた方がいいがでしょうかね。

で、この40名に近づけるためには、小さく細切れにやっていきますと、私計算しますと、32名くらいしかね、なかなか出せないんです。それじゃあ、ちょっとこれもね、ちょっとうまくないなど。

だから、定数と、これ、今度ブロックで組んでいかないと、40近くなんないなど、上限調整するにはね。それでいいかどうか。非常に難しいですけど。そのために、やっぱりいろんな案を出していただくために、時間を置いた方がいいのではないかなと思いますけど。

石川秋男委員長 はい、どうぞ。

門傳 仁委員 だから、今言ったようにですね、論理的な結論に導かないとだめな訳でしょう、この委員会としては。

その場合に、もう、一つの委員会というふうに決まっているからだめなんですよ。論理的な委員会、一つの委員会で、例えば50人から60人必要だとなった場合によっちゃ、それは仕事ができないということになるんですよ。その場合に、一つの委員会か、二つの委員会という論議が出てくるのであってっしや、だから、最初から一つの委員会ありきということはないんですよ、本来は。今言ったように。その辺のところさっぱり分かっていないで、幹事会で決めてしまったという、この一つの委員会というのを。

石川秋男委員長 またもとさ戻す。

門傳 仁委員 もとには戻さないけれど、戻さないですけどもね、そういうことなんですよ。だから、複数の大きなね、その区域によっては複数のものができるんですよ。

石川秋男委員長 だからね、高清水の議員さんとか瀬峰の議員さんね、いろいろ言っているんだけど、だけれども、35人だのね、33人だのっていうのあり得ない訳ね。ここにもちゃんと法律に基づいた耕作面積と人数から割り出すと、ちゃんと40人なら40人って出ている訳っしやね。だから、それを40人以内ということにしていれば、私は、そこから割り振りすればいいんでないかとかね、選挙区なんか決めていけば。

ただし、皆さんそう言うのであれば、私も逆らいませんので、そういうふういたします。

それからですね、選挙区については、いろいろ農業委員ばかりでなくて、学経の方々にも知恵を絞っていただいて、次回の検討委員会に出していただいて、そこで検討するということがいいですか。

(「はい」「委員長」の声あり)

はい。

佐藤幸生委員 一つ聞いておきたいことがあるんですがね。

高清水町の佐藤ですが、平成17年3月14日をもって合併しますよね。そうした場合に、この規約の中に、学経の農業委員さんの選出、現在ですと旧町村単位から議会より5人以内かな。(「5人以内です」の声あり)それから、共済組合と農協から1人ということで、全体から見ますと、学経の委員さ

ん方が全部で34名ね、あるんですが、今度合併した場合には、例えば、一つになりますから、そうすると、農協1人と共済1人、あと、「議会」の声あり)議会、それも何人になるか、その辺はどうなんでしょう。ちょっと伺っておきたいなと思うんですが。

濁沼事務局次長 例えば、その7月19日のですね、皆さん方は、そのままその農業委員ということになります。

ただ、1号、2号の共済関係、それから、議会の議員さん方、これを合わせますと、20人の50人、70人出るんですが、これは、最終的には、共済、農協はお二人です。それから、議会議員は5名以内ということで、これは今70人おりますが、最大7名。

それから、あともう一つですね、これは、お分かりだと思うんですが、説明だけさせていただきます。その一つの農業委員会、さっきからもお話ししているんですが、例えば、40人以内ですと、人数からいいますと、その委員構成の選挙による委員はですね、今皆さん、10ヶ町村で107人います。この部分が、最大をとると40人になる。確かに農業委員会は、例えば、一つになる。ただ、委員からいうと、ほとんどの農業委員会は10人から、多いところで12人。例えば、10人とする、四つの農業委員会が残ったのと同じような人数になりますよと。それを、今度選挙区に分けるとですね、例えば、四つに選挙区を分けたとすると、今までの1町村からは大体10人ぐらいですから、そうするとですね、四つの農業委員会を残したようなことと同じような人数なりになりますよという部分です。

(「ちょっとよろしいですかね。確認です」の声あり)

石川秋男委員長 はい。

佐々木幸男委員 今ちょっと聞き漏らしたんですが、40人以内の中に、ここ12条の1号委員と2号委員も内枠で入るのか、外枠で入るのか。(「外枠」の声あり)

あと、それからですね、先ほど……、瀬峰の佐々木です。

先ほど委員長さんの方から、次回の小委員会まで、会長さん方の委員さん方あるいは法定協の方から出ている小委員さん方、議員さん方、枠、区域まで検討してこいということなんですが、選挙区、区域制でいくのですか、それとも、一本でいくのか、そいつを決めないと、どっちさ行くかわけ分かんない。そこから進めないと。

石川秋男委員長 まだ、だから、一本でやるか、ただ、選挙区を決めた場合は、小選挙区になった場合はどういうふうな割り振りするか、それまで考えてきてみて下さい。両方。また、一本にしてやろうと思ったら、今度は小選挙区になったら、また、次回の会議まで行くから、次回までは、一本化か、それとも選挙区を決めるかということに、それまで二つを考えてきて下さいというんです。

中鉢泰一委員 大分時間がたったようでございますが、定数とですね、今ただ今既に委員長も申し上げましたが、選挙区については、この次、次回にしてもらいたいと思います。そういうことで、みんなに考えてきてもらってさ、このことについては、ね。そういうことでいいんじゃないですか。

石川秋男委員長 時間があればね、何回もやれるんだけど、時間が何かないということですね。だから、できるのであれば、両方を考えてきてもらいたいと、内容的に。(「ちょっとよろしいですか」の声あり)

はい。

佐々木幸男委員 今まで議論してきたんですが、協議してきたんですが、ここに今日20名の委員

さんがおる訳なんです。その中で、この農業委員会の会長さんの方から出てきた委員さん方は、ほぼ区域割りかなという見方をしているんですよ。

ただ、ここにいる学経の委員さん方、果たしてあとの10人の方々、どういう意見が出てくるか。

石川秋男委員長 だから、それはね.....

佐々木幸男委員 そこから追っていかないと、区域割りも何も始まらないと思うんですね。だから、区域割りにするのか、栗原は一本にするのか、そこから私は始まりだと思うんですね。その中で、区域にするのであれば、どこどこをセットをしながらやったらいいんじゃないかという案が初めて出てくると思うんですね。（「そいつ宿題でない」の声あり）そういう宿題でよろしいですか。そうすると次回も決まりません。

門傳 仁委員 まず、そんなことよりも、農地法と農業委員会法の法律を勉強しなきゃだめだと思いませんか。

いや、当然っしょ、それに則ってやるんですから、仕事の内容もそれに則っていく訳ですからね。だから、構成云々というのは難しいんですよ、だから。

石川秋男委員長 なかなかね、だから、誰も経験のないことだからね、合併のことはっしょ。だから、いろいろな意見は出ると思うのね。だけれども、私もほら勉強不足で舌足らずで申し訳ないんだけど、ただしね、やはりこういうことは多数決や何かで決めることではないし、皆さんの意見をね、まず満遍なく聞いてからね、あとは決めていきたい。（「分かりました」の声あり）

それでですね、いろいろ意見もまだまだあると思いますけれども、そういう関係で、時間も時間でございますので、今日はこれでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。（「次回」の声あり）

3) その他

石川秋男委員長 次回の検討委員会の日程を決めたいと思います。

それですね、今事務局とも相談したんだけど、できるだけ早い時間ということで、次回の検討委員会の1月9日金曜日というようなことですが、委員の皆さん、どうですか。（「何時からですか。午前中はいいいんですけれども、午後からだめなんだ、私は」「何時、時間」の声あり）

石川秋男委員長 それではですね、ちょっと9日はほとんど都合の悪い方々なので、13日火曜日の午後1時半ということでどうですか。1時半。（「賛成」の声あり）

では、1月13日午後1時半ですね。火曜日。（「場所は」の声あり）

阿部事務局次長 場所は、ここがとればここですけれども、合庁内でいずれ、この建物の中で設定します。（「合庁内ということで」「文書よこすんだすべ」の声あり）

阿部事務局次長 はい。

石川秋男委員長 その辺、決定いたします。

それではですね、大変長時間にわたりましてですね、いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。何せこういうこと、初めてでございますので、大変不手際ばかりあって、大変皆さんにはご迷惑をかけて、時間の無駄をかけたことをお詫び申し上げます、座長の席から退席させていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

小野寺(桂)調整第二班長 どうもありがとうございました。

ここで、閉会ということで、副委員長である飯田様の方からご挨拶をいただきまして閉会としたいと思います。

5. 閉 会

飯田 明副委員長 大変皆さん、本当にご苦労さまでございました。

どういう訳か副委員長になってしまいましたけれども、実は、私、先ほども申し上げましたが、新市の事務所の位置の副委員長をやっておりまして、それで、本来ですと最後閉会ということで副委員長挨拶ということが書いていなかったの、今日はいいのかなと思ったんですけども、何かそういうことになってしまいました。

それで、農業委員の皆さんと今日初めて会った方ばかりだと思いますけれども、今年冷害ということで、いろんなご苦労が1年間あったんだと思います。それから、こういったような形で法定協議会の中での農業委員会さんの定数の問題ですか、こういった形で皆さんと話し合うことになりまして、それで、できれば、合意を得た形で、要するに、新しい新市になってからの合併の将来を見据えた上でのいい意味での合併を目指すというのが我々の使命だと思いますし、47件あるうちの協定の一つですけども、今度また、今度の委員会の時に皆さんといろんなアイデアを出していただいて、物事を決めていければいいのかなというふうに思っております。

といいますのは、今回こういう法定協議会等から分家した形というとおかしいですけど、小委員会というのは、これは、国の方で推し進めている合併の一環で、もう性急にやらされているんじゃないかという意見もあるかもしれません。確かにそういう面はございます。ですから、いろんな部分での準備がなかなかできてなくて、時間もかかっているということがあります。

ただ、私の方でやっぱり多少認識していますのは、ここには学識経験者というものが、私も含めていらっしゃるんですけども、皆さんいらっしゃるんですけども、これからは、多分いろんな行政とかにかかわっていく場合に、その部分の専門の人、あるいは議会の方、当然行政の方、そして、やっぱり一般の要するに人が、要するに協働でやると、ともに協力して動くという、働くという字なんですけど、これからやっぱりいろんな部分で行政のかかわり方というのは、こういう協働、民間の声もどんどん取り入れていくというような形になってきていると思います。その、言うなれば思考パターンといいますが、実際にそれを今この場で一つ行っているという部分がありますので、何ていうか、専門でない人間がいるからどうこうというのではなくて、それはそれで学識として出ている限りの人間というのは、多分ここにいらっしゃる方は皆さんそうだと思うんですけども、真剣に考えて、客観的な立場で、あるいは専門的な立場で意見をどんどん交わしていただいて、一つのいい意味での合併に向けての合意が作ればいいのかなというふうに思いますので、よろしくご協力をいただけないかと思っております。

以上で閉会の挨拶といたします。

午後4時30分 閉会